

# ビジネススキル

国際税務の分野で企業による巨額の申告漏れが話題となるのは、各国移転価格税制やタックス・ヘイブン対策税制適用の場面ばかりではありません。恒久的施設(P.E.=Permanent Establishment)の認定によっても、企業の経営に大きな影響を与える処分が生じることがあります。

昨年明らかとなった、インターネット通販大手の米国人法人、アマゾン・ドットコム・インターナショナル・セールスが、日本における事業活動に関するP.E.認定によって東京国税局から約140億円の追徴課税処分を受けたケースは、その一例です。

一連の報道によれば、米アマゾン側のパソコンや機器類が日本法人の物流セン

## 恒久的施設の認定

### 知っておこう 国際税務 ⑤

ター内に持ち込まれて使用されているなどの事実から、アマゾンは事業活動の本質の一部を日本国内に有する、すなわち「P.E.あり」と認定されました。その結果、アマゾン側が日本での物販事業の所得について、追徴課税処分を受ける結果になったようです。

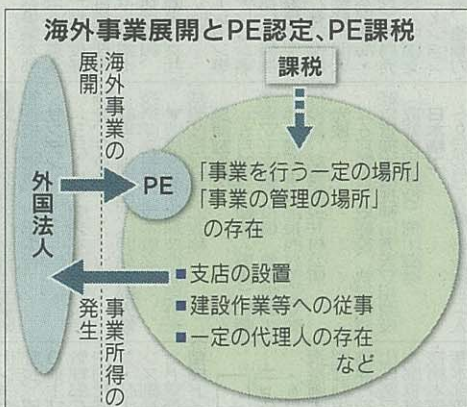
この事業所得に対する課税・非課税の重要な判断基準とされるP.E.とは税務上の概念であり、事業を行う一定の場所をいいます。代表的なものが、外国法人が営業拠点として相手国内に設置した支店です。また、物理的な「施設」を伴

うものではなくとも、据え付け作業等一定の役務提供や、専ら企業のために活動する一定の代理人の存在などがP.E.に該当することがあります。これに対し、オフィスなどの在庫管理をする場合に使用する部品倉庫がP.E.に該当するかどうかは議論されています。

最近、中国で、日本親会社から中国子会社への従業員の出向が、日中租税条約でP.E.と定める一定の役務提供に該当するとの指摘を受け、中国子会社から日本親会社に支払われる出向費(立て替え金)が役務提供の対価と見なされ課税を受けるケースが見られるのはその例です。

## 途上国では該当範囲広く

外国法人による事業に関する所得については、相手国において「P.E.なければ課税なし」が国際課税の原則です。この原則により、外国法人が相手国内で事業を行って所得を取得しても、相手国内にP.E.を有しなければその事業所得は相手国で課税対象とされませ



Eとされるのが外国で事業を展開する場合同様です。実際にP.E.とされる範囲は、相手国との間の租税条約の定めや相手国の国内法による支配の命令により異なります。また、子会社は、資本関係が、それと知らずに行う取引活動が、相手国で思わぬEとされる可能性があります。P.E.認定、P.E.課税を招く可能性のあることに注意が必要とす。

取引スキームが進展すれば、特に発展途上国を相手とする事業展開は、資本輸出(村田租税政策研究所 税理士・朴木直子)